

仕様書

1 件名

4 はさきマリンプル物品購入（プール関連物品その2）

2 製品仕様

- (1) 指定品については、添付積算調書のとおり。
- (2) 添付積算調書に記載する「型式／規格」および「カタログ会社名」、「カタログ名」は必ずしも一致する必要はない。同一品であれば、指定品であると取り扱い、納入することができる。
- (3) 納入する物品については、同等品の納入でも可能とするが、指定品以外を納入する場合は、品質、規格等において同等以上のものとし、公告に記載の質疑の受付期限までに質疑にて、別紙「同等品承認申請書」により同等品申請を行い、回答により承認を得ること。

3 納入先施設

はさきマリンプル（神栖市波崎9235番地3 外）

4 納入期限

契約締結日から令和5年3月30日までに請負者が責任をもって納入先施設へ搬入するものとする。

5 検収

納入時において、納入物の機能、品質等に不具合がないことを確認することをもって検収にかえる。

6 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、神栖市（以下、「市」という。）の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受託者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) (2)の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

7 特記事項

- (1) 見積金額には、納入に関する送料・設置費を含むものとする。
- (2) 納入日については、事前に神栖市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）及び施設管理者と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 納入物のうち、教育委員会が指定する物品について、原則的に市が提供する備品管理シールおよび保護シールを貼り付けること。
- (4) 納入に際しては、納入年月日、品名、メーカー名、型式等名、数量、単価を記載した物品納入報告書を作成し、教育委員会及び施設管理者へ紙及び電子媒体で提出すること。また、納入される物品の写真も教育委員会に提出すること。なお、写真については、電子媒体のみの提出も可とする。
- (5) 本仕様書に記載の無い事項は、教育委員会と協議のうえ決定すること。